



山形県公報

平成19年3月27日(火)
第1827号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資する学術の調査等に従事させるための休職として認められる要件を定める規則.....(人 事 課)...424

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則.....( 同 )...425

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...426

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....(総合防災課)... 同

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則.....(工業振興課)...427

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則.....(農政企画課)...430

### 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....(財 政 課)...435

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....( 同 )... 同

あらたに生じた土地の確認.....(市町村課)...436

最上地区広域連合の規約の変更の許可.....( 同 )... 同

平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正.....(環境企画課)... 同

平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正.....(工業振興課)...437

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...439

天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程の一部を改正する規程.....( 同 )...440

海岸保全区域の指定.....(生産技術課)... 同

県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....(農村計画課)...441

入会林野整備計画認可申請適当の決定.....(最上総合支庁森林整備課)... 同

公共測量の終了の通知.....(管 理 課)...442

山形県海浜公園の利用料金.....(庄内総合支庁港湾事務所)... 同

指定港湾施設の利用料金.....( 同 )... 同

市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...443

市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....( 同 )...444

県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)... 同

同.....( 同 )... 同

同.....( 同 )... 同

同.....( 同 )...445

同.....( 同 )... 同

同.....(最上総合支庁建設総務課)... 同

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則.....446

選挙管理委員会関係

告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号 (不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正.....448

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 6 - 3 (職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則... 同

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程..... 同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (置賜総合支庁企画振興課) ...450
- 一般競争入札の公告..... (衛生研究所) ... 同
- 同 ..... (出 納 局) ...451
- 同 ..... ( 同 ) ...452
- 同 ..... ( 同 ) ...453
- 同 ..... ( 同 ) ...454

正 誤

規 則

山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資する学術の調査等に従事させるための休職として認められる要件を定める規則をここに公布する。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第34号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第7条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資する学術の調査等に従事させるための休職として認められる要件を定める規則

- 1 山形県職員等に対する退職手当支給条例 (昭和28年10月県条例第26号) 第7条の4第1項に規定する公務の能率的な運営に特に資するものとして規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
  - (1) 学術の調査、研究又は指導への従事が、次のいずれにも該当することにつき、休職の期間の初日の前日 (休職の期間が更新された場合にあっては、更新された休職の期間の初日の前日) までに、任命権者が知事の承認を受けていたこと。
    - イ 相当程度高度な学術の調査、研究又は指導に従事するものであること。
    - ロ その成果によって休職の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものであること。
  - (2) 学術の調査、研究又は指導への従事が、使用されていた法人の要請に基づき行われたものであること。
  - (3) 学術の調査、研究又は指導のために使用されていた法人を退職したときに、当該法人から退職手当 (これに相当する給与を含む。) の支給を受けていないこと。
- 2 前項第1号の承認を受けようとする任命権者は、知事が別に定める様式により申請するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第35号

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号。以下「条例」という。）

第5条の規定に基づき、同条第1項に規定する副知事等（以下「副知事等」という。）に対する退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用を受ける者及び通算される勤続期間）

第2条 条例第5条第1項第4号の規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とし、同号の規則で定める勤続期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「国家公務員」という。）から引き続いて山形県教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）となった者 その者の山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号。以下「教育長の条例」という。）の規定により計算した教育長としての勤続期間

(2) 国家公務員から引き続いて山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「一般職の条例」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「一般職員」という。）となり、かつ、引き続いて教育長となった者 その者の教育長の条例の規定により計算した教育長としての勤続期間

(3) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて副知事等となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）その者の当該地方公共団体等における退職手当に関する規定又は退職手当の支給基準に規定する特定地方公務員としての勤続期間

(4) 特定地方公務員から引き続いて一般職員となった者（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間

(5) 特定地方公務員から引き続いて教育長となった者（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育長となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）その者の教育長の条例の規定により計算した教育長としての勤続期間

(6) 特定地方公務員から引き続いて一般職員となり、かつ、引き続いて教育長となった者（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）その者の教育長の条例の規定により計算した教育長としての勤続期間

(7) 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）地方公社（一般職の条例第7条の4第1項に規定する地方公社をいう。）又は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となった場合に、地方公務員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）から引き続いて一般職員となった者（一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間

(8) 一般地方独立行政法人等職員から引き続いて教育長となった者（一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて教育長となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けず退職する場合に限る。）

る。) その者の教育長の条例の規定により計算した教育長としての勤続期間

- (9) 一般地方独立行政法人等職員から引き続いて一般職員となり、かつ、引き続いて教育長となった者（一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。） その者の教育長の条例の規定により計算した教育長としての勤続期間

（適用を受けた場合の退職手当の額）

第3条 条例第5条第2項ただし書の規則で定める者は、前条各号に規定する者とし、同項ただし書の規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる者

イ 副知事等としての在職期間（ロ及びハに規定する期間を除く。）について条例第3条及び第4条の規定により計算して得た額

ロ 副知事等となる直前の教育長を退職した日に受けていた給料月額並びに前条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める勤続期間（教育長の条例第6条において準用する条例第5条の規定により通算される期間を除く。）を基礎として教育長の条例第4条及び第5条の規定により計算して得た額

ハ 教育長となる直前の国家公務員、特定地方公務員、一般地方独立行政法人等職員又は一般職員を退職した日に受けていた俸給月額若しくは給料月額又は給与のうちこれらに相当するもの及び教育長の条例第6条において準用する条例第5条の規定により教育長としての勤続期間に通算される期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額

- (2) 前条第3号、第4号及び第7号に掲げる者

イ 副知事等としての在職期間（ロに規定する期間を除く。）について条例第3条及び第4条の規定により計算して得た額

ロ 副知事等となる直前の特定地方公務員又は一般職員を退職した日に受けていた給料月額又は給与のうちこれに相当するもの並びに前条第3号、第4号及び第7号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第36号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の6を削り、第7条の7を第7条の6とし、第7条の8を第7条の7とし、第7条の9を第7条の8とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。  
附則第111項中「第7条の8」を「第7条の7」に改める。

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第37号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則（昭和35年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

第7条第2号中「官公吏」を「行政機関の職員」に改める。

第10条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別表第1第8項第1号中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

別記様式第6号中「山形県事務（技術）吏員」を「山形県職員」に改める。

別記様式第8号（裏）中「従事令書」を「公用令書」に、「当該吏員」を「当該職員」に、「官吏又は吏員」を「行政機関の職員」に改める。

別記様式第12号中「当該吏員の」及び「当該吏員に」を「当該職員に」に、「当該吏員が」を「当該職員が」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第38号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

|      |
|------|
| 480円 |
| 390円 |

を

|      |
|------|
| 520円 |
| 450円 |

に、

|  |         |      |      |   |
|--|---------|------|------|---|
|  | 熱画像解析装置 | 1 時間 | 450円 | を |
|--|---------|------|------|---|

|  |                            |      |      |    |
|--|----------------------------|------|------|----|
|  | 熱画像解析装置                    | 1 時間 | 450円 | に、 |
|  | <small>より</small><br>撚数測定器 | 30分  | 280円 |    |
|  | 繊維度測定器                     | 30分  | 240円 |    |
|  | 繊維実体顕微鏡                    | 30分  | 340円 |    |

|  |                                |     |     |   |
|--|--------------------------------|-----|-----|---|
|  | 一般木工プレス機械<br>(組立プレス、フラッシュプレス等) | 30分 | 40円 | を |
|--|--------------------------------|-----|-----|---|

|  |                                 |     |        |    |
|--|---------------------------------|-----|--------|----|
|  | 一般木工プレス機械<br>(組立プレス、フラッシュプレス等)  | 30分 | 40円    | に、 |
|  | NC木工機械(NC<br>ルーター、NCラジア<br>ルソー) | 30分 | 1,200円 |    |

|          |     |        |
|----------|-----|--------|
| 熱定数測定装置  | 1時間 | 2,330円 |
| 細孔分布測定装置 | 1時間 | 2,330円 |

を

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 熱定数測定装置 | 1時間 | 2,330円 |
|---------|-----|--------|

に、

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 複合環境試験装置  | 24時間 | 74,100円 |
| 温湿度環境試験装置 | 1時間  | 1,140円  |

を

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| 温湿度環境試験装置 | 1時間 | 1,140円 |
|-----------|-----|--------|

に、

|          |      |         |
|----------|------|---------|
| 冷熱衝撃試験装置 | 24時間 | 13,970円 |
|----------|------|---------|

を

|          |     |      |
|----------|-----|------|
| 冷熱衝撃試験装置 | 1時間 | 630円 |
| 加速寿命試験装置 | 1時間 | 440円 |

に、

|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| 材料試験機 | 30分 | 1,000円 |
|-------|-----|--------|

を

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 材料試験機   | 30分 | 1,000円 |
| 微小材料試験機 | 30分 | 2,100円 |

に、

|     |        |
|-----|--------|
| 30分 | 360円   |
| 30分 | 210円   |
| 1時間 | 2,080円 |

を

|     |        |
|-----|--------|
| 30分 | 490円   |
| 30分 | 260円   |
| 30分 | 1,260円 |

に、

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 細穴放電加工機 | 30分 | 900円   |
| 紙積層造形装置 | 30分 | 2,570円 |
| 精密測定器   | 30分 | 910円   |
| 三次元測定機  | 30分 | 1,190円 |

を

|  |         |     |        |    |
|--|---------|-----|--------|----|
|  | 細穴放電加工機 | 30分 | 900円   | に、 |
|  | 三次元測定機  | 30分 | 1,190円 |    |

|      |   |      |    |      |   |
|------|---|------|----|------|---|
| 370円 | を | 430円 | に、 | 330円 | を |
|      |   |      |    | 410円 |   |

|      |    |      |   |      |    |
|------|----|------|---|------|----|
| 420円 | に、 | 810円 | を | 900円 | に、 |
| 170円 |    | 540円 |   | 620円 |    |

|  |           |     |        |   |
|--|-----------|-----|--------|---|
|  | 炭素・硫黄分析装置 | 30分 | 1,220円 | を |
|  | ピーエッチ・メータ | 30分 | 660円   |   |

|  |             |     |        |    |
|--|-------------|-----|--------|----|
|  | ICP発光分光分析装置 | 30分 | 1,420円 | に、 |
|  | 炭素・硫黄分析装置   | 30分 | 1,960円 |    |
|  | ピーエッチ・メータ   | 30分 | 640円   |    |

|           |   |           |    |
|-----------|---|-----------|----|
| 両面アスクアライナ | を | 両面マスクアライナ | に、 |
|-----------|---|-----------|----|

|  |               |     |        |   |
|--|---------------|-----|--------|---|
|  | 化学蒸着薄膜処理システム  | 1時間 | 5,010円 | を |
|  | 真空蒸着装置        | 1時間 | 2,450円 |   |
|  | 酸化拡散炉         | 1時間 | 2,560円 |   |
|  | 異方性ドライエッチング装置 | 1時間 | 1,600円 |   |

|  |        |     |        |       |
|--|--------|-----|--------|-------|
|  | 真空蒸着装置 | 1時間 | 2,450円 | に改める。 |
|  | 酸化拡散炉  | 1時間 | 2,560円 |       |

附 則  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第39号

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及びその時間数」を「並びにその時間数及び単位数」に改め、同条第2項中「時間数」を「時間数及び単位数」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1

1 一般教養科目

| 科 目          | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|--------------|------|-----|------|-----|
|              | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 英会話          | 32   | 2   |      |     |
| 体育           | 32   | 2   |      |     |
| 英会話          |      |     | 32   | 2   |
| 農業国際化基礎講座    |      |     | 16   | 1   |
| 体育<br>(選択科目) |      |     | 32   | 2   |
| 人間と社会        | 16   | 1   |      |     |
| 現代社会と文化      | 16   | 1   |      |     |
| 暮らしと経済・法律    |      |     | 16   | 1   |
| 農政時事         |      |     | 16   | 1   |

2 農業専門共通科目

| 科 目              | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------------|------|-----|------|-----|
|                  | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 農業経営戦略論          | 32   | 2   |      |     |
| 農業簿記             | 48   | 3   |      |     |
| 情報処理演習           | 48   | 3   |      |     |
| 農業機械             | 16   | 1   |      |     |
| 農業機械実習           | 40   | 1   |      |     |
| マーケティング演習        | 16   | 1   |      |     |
| 農産物加工実習          | 40   | 1   |      |     |
| 農業法規             |      |     | 16   | 1   |
| 情報処理演習           |      |     | 48   | 3   |
| 農業機械             |      |     | 32   | 2   |
| マーケティング実習        |      |     | 40   | 1   |
| 農産物加工実習          |      |     | 40   | 1   |
| e - ビジネス基礎       |      |     | 16   | 1   |
| 農業経営ケースメソッド      |      |     | 16   | 1   |
| 農業総合産業化支援講座      |      |     | 16   | 1   |
| 卒業論文             |      |     | 112  | 7   |
| 海外農業<br>(自由選択科目) |      |     | 80   | 2   |
| 毒物・劇物資格講座        | 32   | 2   |      |     |
| アグリビジネス          | 16   | 1   |      |     |
| 農業機械実習           |      |     | 40   | 1   |



|        |  |  |    |   |
|--------|--|--|----|---|
| 農業機械実習 |  |  | 80 | 2 |
| 経営診断分析 |  |  | 32 | 2 |

## 3 専攻科目

## (1) 稲作経営学科

## イ 稲作コース

| 科 目        | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------|------|-----|------|-----|
|            | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 稲作生理       | 32   | 2   |      |     |
| 作物病害虫      | 16   | 1   |      |     |
| 土壌肥料       | 32   | 2   |      |     |
| 農薬         | 16   | 1   |      |     |
| 畑作物栽培      | 16   | 1   |      |     |
| 稲作経営       | 16   | 1   |      |     |
| 水稻栽培       | 32   | 2   |      |     |
| 特別講義       | 16   | 1   |      |     |
| 生物工学       | 16   | 1   |      |     |
| 生物実験       | 32   | 1   |      |     |
| 稲作生産販売実習   | 560  | 14  |      |     |
| 先進農業者等体験学習 | 240  | 6   |      |     |
| 作物総合防除     |      |     | 16   | 1   |
| 機械施設利用     |      |     | 16   | 1   |
| 環境保全と稲作    |      |     | 32   | 2   |
| 稲作経営       |      |     | 32   | 2   |
| 水稻栽培       |      |     | 32   | 2   |
| 特別講義       |      |     | 16   | 1   |
| 機械操作整備実習   |      |     | 40   | 1   |
| 稲作生産販売実習   |      |     | 600  | 15  |
| (自由選択科目)   |      |     |      |     |
| 校外派遣実習     |      |     | 120  | 3   |

## (2) 園芸経営学科

## イ 野菜コース

| 科 目        | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------|------|-----|------|-----|
|            | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論       | 16   | 1   |      |     |
| 園芸作物育種     | 16   | 1   |      |     |
| 園芸生理       | 16   | 1   |      |     |
| 園芸病害虫      | 16   | 1   |      |     |
| 土壌肥料       | 32   | 2   |      |     |
| 農薬         | 16   | 1   |      |     |
| 環境保全と農業    | 16   | 1   |      |     |
| 野菜栽培       | 32   | 2   |      |     |
| 特別講義       | 16   | 1   |      |     |
| 生物工学       | 16   | 1   |      |     |
| 生物実験       | 32   | 1   |      |     |
| 野菜生産販売実習   | 560  | 14  |      |     |
| 先進農業者等体験学習 | 240  | 6   |      |     |
| 園芸施設利用     |      |     | 16   | 1   |

|          |  |  |     |    |
|----------|--|--|-----|----|
| 園芸病害虫    |  |  | 16  | 1  |
| 環境保全と園芸  |  |  | 16  | 1  |
| 野菜栽培     |  |  | 64  | 4  |
| 野菜経営     |  |  | 16  | 1  |
| 特別講義     |  |  | 16  | 1  |
| 野菜生産販売実習 |  |  | 640 | 16 |
| (自由選択科目) |  |  |     |    |
| 校外派遣実習   |  |  | 120 | 3  |

## □ 果樹コース

| 科 目        | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|------------|------|-----|------|-----|
|            | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論       | 16   | 1   |      |     |
| 園芸作物育種     | 16   | 1   |      |     |
| 園芸生理       | 16   | 1   |      |     |
| 園芸病害虫      | 16   | 1   |      |     |
| 土壤肥料       | 32   | 2   |      |     |
| 農薬         | 16   | 1   |      |     |
| 環境保全と農業    | 16   | 1   |      |     |
| 果樹栽培       | 32   | 2   |      |     |
| 特別講義       | 16   | 1   |      |     |
| 生物工学       | 16   | 1   |      |     |
| 生物実験       | 32   | 1   |      |     |
| 果樹生産販売実習   | 560  | 14  |      |     |
| 先進農業者等体験学習 | 240  | 6   |      |     |
| 園芸施設利用     |      |     | 16   | 1   |
| 園芸病害虫      |      |     | 16   | 1   |
| 環境保全と園芸    |      |     | 16   | 1   |
| 果樹栽培       |      |     | 64   | 4   |
| 果樹経営       |      |     | 16   | 1   |
| 特別講義       |      |     | 16   | 1   |
| 果樹生産販売実習   |      |     | 640  | 16  |
| (自由選択科目)   |      |     |      |     |
| 校外派遣実習     |      |     | 120  | 3   |

## 八 花きコース

| 科 目     | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|---------|------|-----|------|-----|
|         | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 園芸概論    | 16   | 1   |      |     |
| 園芸作物育種  | 16   | 1   |      |     |
| 園芸生理    | 16   | 1   |      |     |
| 園芸病害虫   | 16   | 1   |      |     |
| 土壤肥料    | 32   | 2   |      |     |
| 農薬      | 16   | 1   |      |     |
| 環境保全と農業 | 16   | 1   |      |     |
| 花き栽培    | 32   | 2   |      |     |
| 特別講義    | 16   | 1   |      |     |
| 生物工学    | 16   | 1   |      |     |
| 生物実験    | 32   | 1   |      |     |

|                      |     |    |     |    |
|----------------------|-----|----|-----|----|
| フラワー装飾               | 40  | 1  |     |    |
| 花き生産販売実習             | 520 | 13 |     |    |
| 先進農業者等体験学習           | 240 | 6  |     |    |
| 園芸施設利用               |     |    | 16  | 1  |
| 園芸作物病害虫              |     |    | 16  | 1  |
| 環境保全と園芸              |     |    | 16  | 1  |
| 花き栽培                 |     |    | 64  | 4  |
| 花き経営                 |     |    | 16  | 1  |
| 特別講義                 |     |    | 16  | 1  |
| フラワー装飾               |     |    | 40  | 1  |
| 花き生産販売実習<br>(自由選択科目) |     |    | 600 | 15 |
| 校外派遣実習               |     |    | 120 | 3  |

## (3) 畜産経営学科

## イ 酪農コース

| 科 目                  | 第1学年 |     | 第2学年 |     |
|----------------------|------|-----|------|-----|
|                      | 時間数  | 単位数 | 時間数  | 単位数 |
| 畜産概論                 | 32   | 2   |      |     |
| 家畜育種                 | 16   | 1   |      |     |
| 家畜栄養                 | 48   | 3   |      |     |
| 家畜飼養管理               | 32   | 2   |      |     |
| 家畜衛生                 | 16   | 1   |      |     |
| 家畜解剖                 | 16   | 1   |      |     |
| 繁殖生理                 | 32   | 2   |      |     |
| 受精卵移植                | 16   | 1   |      |     |
| 飼料作物                 | 16   | 1   |      |     |
| 飼料                   | 16   | 1   |      |     |
| 環境保全と農業              | 16   | 1   |      |     |
| 乳牛飼養                 | 32   | 2   |      |     |
| 特別講義                 | 16   | 1   |      |     |
| 家畜繁殖実習               | 40   | 1   |      |     |
| 家畜審査削蹄実習             | 40   | 1   |      |     |
| 乳牛生産販売実習             | 400  | 10  |      |     |
| 先進農業者等体験学習           | 240  | 6   |      |     |
| 繁殖生理                 |      |     | 16   | 1   |
| 受精卵移植                |      |     | 16   | 1   |
| 環境保全と畜産              |      |     | 16   | 1   |
| 畜産機械施設               |      |     | 16   | 1   |
| 畜産経営                 |      |     | 32   | 2   |
| 乳牛飼養                 |      |     | 80   | 5   |
| 特別講義                 |      |     | 16   | 1   |
| 家畜栄養衛生実験             |      |     | 32   | 1   |
| 家畜繁殖実習               |      |     | 40   | 1   |
| 乳牛生産販売実習<br>(自由選択科目) |      |     | 520  | 13  |
| 校外派遣実習               |      |     | 120  | 3   |

## 口 肉用牛コース

| 科 目                   | 第 1 学年 |     | 第 2 学年 |     |
|-----------------------|--------|-----|--------|-----|
|                       | 時間数    | 単位数 | 時間数    | 単位数 |
| 畜産概論                  | 32     | 2   |        |     |
| 家畜育種                  | 16     | 1   |        |     |
| 家畜栄養                  | 48     | 3   |        |     |
| 家畜飼養管理                | 32     | 2   |        |     |
| 家畜衛生                  | 16     | 1   |        |     |
| 家畜解剖                  | 16     | 1   |        |     |
| 繁殖生理                  | 32     | 2   |        |     |
| 受精卵移植                 | 16     | 1   |        |     |
| 飼料作物                  | 16     | 1   |        |     |
| 飼料                    | 16     | 1   |        |     |
| 環境保全と農業               | 16     | 1   |        |     |
| 肉用牛飼養                 | 32     | 2   |        |     |
| 特別講義                  | 16     | 1   |        |     |
| 家畜繁殖実習                | 40     | 1   |        |     |
| 家畜審査削蹄実習              | 40     | 1   |        |     |
| 肉用牛生産販売実習             | 400    | 10  |        |     |
| 先進農業者等体験学習            | 240    | 6   |        |     |
| 繁殖生理                  |        |     | 16     | 1   |
| 受精卵移植                 |        |     | 16     | 1   |
| 環境保全と畜産               |        |     | 16     | 1   |
| 畜産機械施設                |        |     | 16     | 1   |
| 畜産経営                  |        |     | 32     | 2   |
| 肉用牛飼養                 |        |     | 80     | 5   |
| 特別講義                  |        |     | 16     | 1   |
| 家畜栄養衛生実験              |        |     | 32     | 1   |
| 家畜繁殖実習                |        |     | 40     | 1   |
| 肉用牛生産販売実習<br>(自由選択科目) |        |     | 520    | 13  |
| 校外派遣実習                |        |     | 120    | 3   |

## 八 養豚コース

| 科 目     | 第 1 学年 |     | 第 2 学年 |     |
|---------|--------|-----|--------|-----|
|         | 時間数    | 単位数 | 時間数    | 単位数 |
| 畜産概論    | 32     | 2   |        |     |
| 家畜育種    | 16     | 1   |        |     |
| 家畜栄養    | 48     | 3   |        |     |
| 家畜飼養管理  | 32     | 2   |        |     |
| 家畜衛生    | 16     | 1   |        |     |
| 家畜解剖    | 16     | 1   |        |     |
| 繁殖生理    | 32     | 2   |        |     |
| 受精卵移植   | 16     | 1   |        |     |
| 飼料作物    | 16     | 1   |        |     |
| 飼料      | 16     | 1   |        |     |
| 環境保全と農業 | 16     | 1   |        |     |
| 豚飼養     | 32     | 2   |        |     |
| 特別講義    | 16     | 1   |        |     |

|            |     |    |     |    |
|------------|-----|----|-----|----|
| 家畜繁殖実習     | 40  | 1  |     |    |
| 家畜審査削蹄実習   | 40  | 1  |     |    |
| 豚生産販売実習    | 400 | 10 |     |    |
| 先進農業者等体験学習 | 240 | 6  |     |    |
| 繁殖生理       |     |    | 16  | 1  |
| 受精卵移植      |     |    | 16  | 1  |
| 環境保全と畜産    |     |    | 16  | 1  |
| 畜産機械施設     |     |    | 16  | 1  |
| 畜産経営       |     |    | 32  | 2  |
| 豚飼養        |     |    | 80  | 5  |
| 特別講義       |     |    | 16  | 1  |
| 家畜栄養衛生実験   |     |    | 32  | 1  |
| 家畜繁殖実習     |     |    | 40  | 1  |
| 豚生産販売実習    |     |    | 520 | 13 |
| （自由選択科目）   |     |    |     |    |
| 校外派遣実習     |     |    | 120 | 3  |

## 別表第2

|                   |
|-------------------|
| 農業者技術力・経営力高度化研修課程 |
| 新規就農研修課程          |
| 県民農業理解促進研修課程      |

## 附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 第1学年で修得すべき教科目の一部を修得せずに第2学年への進級が認定された学生及び留年した学生が再度履修する教科目及びその時間数については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

 告 示
 

---

## 山形県告示第273号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「堺市」の下に「、新潟市、浜松市」を加える。

## 附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

## 山形県告示第274号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「横浜市」を「横浜市、新潟市」に、「静岡市」を「静岡市、浜松市」に改める。

## 附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

## 山形県告示第275号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、鶴岡市長から、同市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 土地の所在  
鶴岡市由良一丁目18-3並びに同市由良二丁目11-1、11-50、14-1及び14-14から14-16までの地先の公有水面埋立地
- (2) 面積  
12,604.38平方メートル
- 2 (1) 土地の所在  
鶴岡市小波渡字明ノ下203並びに同市小波渡字甘木台442-1及び442-2に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市小波渡字明ノ下206-1の地先の公有水面埋立地、同市小波渡字甘木台443、443-4、443-10、443-11及び443-14の地先の公有水面埋立地並びに同市小波渡字甘木台443-10及び443-11の地先の公有水面埋立地
- (2) 面積  
3,836.28平方メートル
- 3 (1) 土地の所在  
鶴岡市小岩川字大磯1-1、1-3、1-4、262-9、262-11、262-15、262-18、262-44から262-48まで及び262-75に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市小岩川字出口156-7から156-9まで、156-12及び156-13に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市小岩川字巖325に接する国有地に隣接する公有水面埋立地、同市小岩川字巖1-1、2-1、3-1、3-2、6-2、6-3、8、11-1、12、13、18、19及び23に接する国有地に隣接する公有水面埋立地並びに同市小岩川字宮田8-7に接する国有地に隣接する公有水面埋立地
- (2) 面積  
2,524.90平方メートル

## 山形県告示第276号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、最上地区広域連合の規約の変更を次のとおり許可した。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可年月日  
平成19年3月19日
- 2 施行年月日  
平成19年3月19日(「広域連合の助役」を「広域連合の連合長代理」に、「関係町村の助役」を「関係町村の副町村長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める規約変更等については、平成19年4月1日)
- 3 主な変更内容
  - (1) 広域連合の処理する事務中「老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定に基づく老人保健事業に関する事務(医療等に限る。)」を削る。
  - (2) 「広域連合の助役」を「広域連合の連合長代理」に、「関係町村の助役」を「関係町村の副町村長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

## 山形県告示第277号

平成16年3月県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

第1第1項第1号を削り、同項第2号イ中「用途地域」を「都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域(以下

「用途地域」という。)に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。  
 第2第1項中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 新庄市の地域のうち、次のA区域、B区域及びC区域の全地域

- イ A区域 用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域の区域
- ロ B区域 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- ハ C区域 用途地域のうち、工業地域の区域

山形県告示第278号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

1 試験の項の表中

|  |  |                   |           |                                   |   |
|--|--|-------------------|-----------|-----------------------------------|---|
|  |  | 一般材料試験（強度、伸び、曲げ等） | 1 試験 1 項目 | 530円。ただし、高度な前処理を要するものにおいては、2,830円 | を |
|--|--|-------------------|-----------|-----------------------------------|---|

|  |  |                   |           |                                   |           |
|--|--|-------------------|-----------|-----------------------------------|-----------|
|  |  | 一般材料試験（強度、伸び、曲げ等） | 1 試験 1 項目 | 530円。ただし、高度な前処理を要するものにおいては、2,830円 | に、「320円」を |
|  |  | 微小材料強度試験          | 1 試験 1 項目 | 1,330円                            |           |

「280円」に、「350円」を「310円」に、「1,830円」を「1,600円」に、

|        |   |        |                              |
|--------|---|--------|------------------------------|
| 870円   | を | 1,250円 | に、「摩擦、滑脱」を「摩耗、滑脱」に、「寸法、変化率」を |
| 1,690円 |   | 2,290円 |                              |
| 1,580円 |   | 1,860円 |                              |

「寸法変化率」に、「複合堅ろう度」を「汗耐光」に、「窒素ガス等」を「窒素酸化物等」に、「熱浸」を「熱湯」に、

|  |  |           |           |        |   |
|--|--|-----------|-----------|--------|---|
|  |  | 特殊撥水度試験   | 1 試験 1 試料 | 7,060円 | を |
|  |  | 遊離ホルマリン試験 | 1 試験 1 試料 | 2,220円 |   |

|  |  |              |           |        |    |
|--|--|--------------|-----------|--------|----|
|  |  | 遊離ホルムアルデヒド試験 | 1 試験 1 試料 | 2,220円 | に、 |
|--|--|--------------|-----------|--------|----|

|          |  |          |           |        |   |
|----------|--|----------|-----------|--------|---|
|          |  | 風合試験     | 1 試験 1 試料 | 3,120円 | を |
| 鑄物砂、鑄物材料 |  | 粒度分布測定試験 | 1 試験 1 試料 | 4,050円 |   |
|          |  | 粘土分測定試験  | 1 試験 1 試料 | 3,260円 |   |

|          |      |      |         |
|----------|------|------|---------|
| 吸水量試験    | 1 試験 | 1 試料 | 4,050円  |
| 細孔分布測定試験 | 1 試験 | 1 試料 | 9,440円  |
| 比表面積測定試験 | 1 試験 | 1 試料 | 19,460円 |

|      |      |      |        |
|------|------|------|--------|
| 風合試験 | 1 試験 | 1 試料 | 3,120円 |
|------|------|------|--------|

2,920円

を

2,990円

に、

7,180円

を

8,730円

に、

|                  |      |      |          |
|------------------|------|------|----------|
| アルカリ骨材反応性試験（化学法） | 1 試験 | 1 試料 | 117,000円 |
| セメントモルタル試験       | 1 試験 | 1 試料 | 5,960円   |

を

|                  |      |      |          |
|------------------|------|------|----------|
| アルカリ骨材反応性試験（化学法） | 1 試験 | 1 試料 | 117,000円 |
|------------------|------|------|----------|

に、

|      |      |      |        |
|------|------|------|--------|
| 摩耗試験 | 1 試験 | 1 試料 | 2,910円 |
|------|------|------|--------|

を

|          |      |      |         |
|----------|------|------|---------|
| 粒度分布測定試験 | 1 試験 | 1 試料 | 3,270円  |
| 細孔分布測定試験 | 1 試験 | 1 試料 | 24,500円 |

に、

4,000円

を

4,340円

に改める。

2 分析の項の表中

3,090円

を

3,140円

に、

|           |                             |      |      |        |
|-----------|-----------------------------|------|------|--------|
| 工業用水、工業排水 | 一般項目（蒸発残留物、浮遊物、色度、濁度、金属成分等） | 1 試験 | 1 項目 | 2,940円 |
|           | 特殊項目（上記以外）                  | 1 試験 | 1 項目 | 5,400円 |

を

|           |                             |      |      |        |
|-----------|-----------------------------|------|------|--------|
| 工業用水、工場排水 | 一般項目（蒸発残留物、浮遊物、色度、濁度、金属成分等） | 1 試験 | 1 項目 | 2,940円 |
|-----------|-----------------------------|------|------|--------|

に、

3,390円

を

2,390円

に、



|         |                   |           |                                               |         |   |         |    |
|---------|-------------------|-----------|-----------------------------------------------|---------|---|---------|----|
|         | E P M A 定性分析      | 1 試験 1 項目 | 19,100円。ただし、2 項目以上の場合の 1 項目を超える分については、9,710円  | を       |   |         |    |
|         | E P M A 定性分析      | 1 試験 1 項目 | 21,300円。ただし、2 項目以上の場合の 1 項目を超える分については、10,600円 | に、      |   |         |    |
|         | E D S 定性分析（固体、粉末） | 1 試験 1 試料 | 6,470円                                        |         |   |         |    |
| 3,920円  | を                 | 2,910円    | に、                                            | 5,210円  | を | 5,220円  | に、 |
| 示差熱重量分析 | を                 | 示差熱重量分析   | に、                                            | 17,400円 | を | 17,600円 | に  |

改める。

3 加工の項の表中 2,300円 を 2,340円 に、

|           |                 |           |         |       |
|-----------|-----------------|-----------|---------|-------|
| 試 料 加 工   | 試料加工（顕微鏡試料等）    | 30分       | 1,850円  | を     |
| 試 料 加 工   | 試料加工（顕微鏡試料等）    | 30分       | 1,990円  | に、    |
|           | 試料前処理（酸価、過酸化物価） | 1 時間      | 3,200円  |       |
| 試 料 成 形   | 試料成形（射出成形）      | 1 時間      | 3,990円  | を     |
| 試 料 成 形   | 試料成形（射出成形）      | 1 時間      | 3,990円  | に改める。 |
| 試 料 作 製   | ガラスビード作製        | 1 試料      | 10,000円 |       |
| 試 験 片 養 生 | 標準水中養生          | 1 試料 24時間 | 30円     |       |

山形県告示第279号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程  
山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.50%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、平成19年 2月20日から適用する。
- 2 平成19年 2月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第280号

天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程の一部を改正する規程

天災による被害組合の事業資金に対する利子補給及び損失補償規程（昭和42年11月県告示第1111号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1 日から施行する。

山形県告示第281号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成 2 年 6 月県告示第768号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

なお、関係図面は、農林水産部生産技術課及び庄内総合支庁産業経済部水産課において縦覧に供する。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 海 岸 名                    | 指 定 区 域                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 指定年月日       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山形県山形沿岸由良漁港<br>海岸由良沢地区海岸 | 基点 1 と基点 2 を結んだ線、基点 1 と補助点 1 ' を結んだ線、補助点 1 ' と補助点 2 ' を結んだ線及び基点 2 と補助点 2 ' を結んだ線によって囲まれた区域<br>基点及び補助点の表示（方位は真方位とする。）<br>基点 1 鶴岡市白山四等三角点（標高70.15メートル）から<br>219度18分15秒<br>945.35メートルの地点<br>基点 2 基点1から288度21分50秒<br>184.0メートルの地点<br>補助点 1 ' 基点1から20度21分49秒<br>68.0メートルの地点<br>補助点 2 ' 基点 2 から29度21分49秒<br>80.0メートルの地点 | 平成19年 3月27日 |
| 山形県山形沿岸由良漁港<br>海岸楯の下地区海岸 | 基点 1 から基点 8 までを順次結んだ線、基点 1 と補助点 1 ' を結んだ線、補助点 1 ' から補助点11'まで順次結んだ線及び基点 8 と補助点11'を結んだ線によって囲まれた区域<br>基点及び補助点の表示（方位は真方位とする。）<br>基点 1 鶴岡市白山四等三角点（標高70.15メートル）から<br>173度 4 分57秒<br>672.52メートルの地点<br>基点 2 基点 1 から35度54分22秒<br>280.0メートルの地点<br>基点 3 基点 2 から 5 度37分41秒<br>112.32メートルの地点                                   | 平成19年 3月27日 |

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 基点 4    | 基点 3 から80度30分 0 秒<br>124.0メートルの地点    |
| 基点 5    | 基点 4 から92度49分 0 秒<br>100.28メートルの地点   |
| 基点 6    | 基点 5 から66度15分14秒<br>210.73メートルの地点    |
| 基点 7    | 基点 6 から41度23分29秒<br>168.0メートルの地点     |
| 基点 8    | 基点 7 から34度32分09秒<br>143.1メートルの地点     |
| 補助点 1'  | 基点 1 から307度54分21秒<br>62.0メートルの地点     |
| 補助点 2'  | 補助点 1' から28度54分22秒<br>42.0メートルの地点    |
| 補助点 3'  | 補助点 2' から339度37分<br>08秒137.0メートルの地点  |
| 補助点 4'  | 補助点 3' から33度19分41秒<br>201.0メートルの地点   |
| 補助点 5'  | 補助点 4' から308度56分01秒<br>436.76メートルの地点 |
| 補助点 6'  | 補助点 5' から31度54分23秒<br>213.0メートルの地点   |
| 補助点 7'  | 補助点 6' から79度54分22秒<br>145.0メートルの地点   |
| 補助点 8'  | 補助点 7' から141度54分23秒<br>132.0メートルの地点  |
| 補助点 9'  | 補助点 8' から83度54分22秒<br>276.0メートルの地点   |
| 補助点 10' | 補助点 9' から55度54分22秒<br>127.0メートルの地点   |
| 補助点 11' | 補助点 10' から38度54分22秒<br>390.30メートルの地点 |

山形県告示第282号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名           | 地 区 名     | 工事完了年月日     |
|-----------------|-----------|-------------|
| た め 池 等 整 備 事 業 | 隔 間 場 大 沼 | 平成19年 2月28日 |

山形県告示第283号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第 6 条第 1 項の規定により、同法第 3 条の規定により曲川入会林野整備組合代表者安彦茂衛から申請のあった入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
曲川入会林野整備計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成19年 3月28日から同年 4月27日まで
- 3 縦覧の場所  
最上総合支庁  
鮭川村役場
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議のある者は、縦覧期間の満了する日の翌日から起算して30日を経過する日までに知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東根市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域  
東根市大字野田から東根市大字島大堀
- 2 公共測量を実施した期間  
平成19年 2月 1日から同年 3月12日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（市道の現況図作成）

## 山形県告示第285号

山形県海浜公園条例（平成17年 7月県条例第82号）第11条第2項の規定により、山形県海浜公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 利用料金  
次の施設を利用する場合の利用料金

| 施 設        |      | 期 間 等  | 単 位     | 利用料金 |
|------------|------|--------|---------|------|
| 加茂レインボービーチ | 駐車場  | マイクロバス | 1日1回につき | 800円 |
|            |      | 普通自動車  |         | 700円 |
|            |      | 自動二輪車  |         | 300円 |
|            | シャワー |        | 1回につき   | 100円 |

- 2 適用期間  
平成19年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

## 山形県告示第286号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成19年 2月県条例第7号）による改正後の山形県港湾施設管理条例（昭和51年 3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成19年 3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 利用料金

(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

| 港湾施設名                      | 使用区分                             | 利用料金                                                 | 備考                                  |
|----------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 棧橋<br>物揚場<br>船揚場<br>船舶保管施設 | 1 使用期間が1月未満の場合<br>2 使用期間が1月以上の場合 | 船舶の長さ1メートル<br>1日につき 130円<br>船舶の長さ1メートル<br>1月につき 632円 | 船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |

(2) 加茂港緑地

| 港湾施設名 | 使用区分   | 利用料金         | 備考                             |
|-------|--------|--------------|--------------------------------|
| 緑地    | マイクロバス | 1日1回につき 800円 | 7月16日から8月26日までの午前8時30分から午後5時まで |
|       | 普通自動車  | 1日1回につき 700円 |                                |
|       | 自動二輪車  | 1日1回につき 300円 |                                |

(3) 鼠ヶ関マリーナ

| 港湾施設名   | 使用区分  | 利用料金                        | 備考              |
|---------|-------|-----------------------------|-----------------|
| 港湾管理事務所 | 会議室   | 1 使用時間が午前9時から午後1時までの間の場合    | 1,460円          |
|         |       | 2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合    | 1,640円          |
|         |       | 3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合    | 2,300円          |
|         | 研修ホール | 1 使用時間が午前9時から午後1時までの間の場合    | 4,400円          |
|         |       | 2 使用時間が午後1時から午後5時までの間の場合    | 4,940円          |
|         |       | 3 使用時間が午前9時から午後5時までの間の場合    | 7,700円          |
|         |       | 4 使用時間が午後5時から午後9時までの間の場合    | 8,800円          |
|         |       | 5 使用時間が午後9時から翌日の午前9時までの間の場合 | 1時間までごとに 3,300円 |

2 適用期間

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

山形県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画地区計画

(2) 名称 貴津石橋地区地区計画

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第288号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画公園

(2) 名称 2・2・46号中道公園

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 山形天童線

2 供用開始の区間 山形市相生町489番1から  
同 660番1まで

3 供用開始の期日 平成19年3月27日

山形県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 山形山辺線

2 供用開始の区間 山形市江南四丁目2番10から  
同 2番9まで

3 供用開始の期日 平成19年3月28日

山形県告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 山形羽入線

2 供用開始の区間 山形市江俣五丁目2番12から  
同 16番まで

3 供用開始の期日 平成19年3月28日

山形県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形羽入線
- 2 供用開始の区間 山形市江俣五丁目16番から  
同 本屋敷34番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月28日

山形県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市緑町一丁目5番29から  
同 6番5まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月29日

山形県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月27日から同年4月9日まで縦覧に供する。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字新町字新町395番6から  
同 大字内町字内町1番2まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月30日

山形県告示第295号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月27日

山形県知事 齋藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第6条、第7条、第15条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、第29条から第32条まで、第34条、第35条、別表第1取扱事務の範囲の欄及び別表第3取扱事務の範囲の欄中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第4中 「 ジャスコ富谷 黒川郡富谷町富谷字大 〃 〃 を  
支店 清水上33街区1画地

「  

|            |                      |   |   |
|------------|----------------------|---|---|
| 〃 ジャスコ富谷支店 | 黒川郡富谷町富谷字大清水上33街区1画地 | 〃 | 〃 |
| 〃 明石台支店    | 〃 〃 明石台六丁目3番6        | 〃 | 〃 |

に改める。」

別記様式第3号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第5号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に、同様式の備考第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第9号の2中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第9号の3中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第10号から別記様式第11号までの規定中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第12号の2中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

別記様式第13号から別記様式第14号の2までの規定中「山形県出納長」を「山形県会計管理者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行の日前に出納長がした県公金の支払に関する呈示、交付、送付及び通知（以下「通知等」という。）のうち同日以降に支払われる県公金に係る通知等については、会計管理者がした通知等とみなす。

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

#### 山形県教育委員会規則第4号

##### 山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和49年12月県条例第65号。以下「条例」という。）第6条において準用する特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号。以下「特別職の条例」という。）第5条の規定に基づき、山形県教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）に対する退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用を受ける者及び通算される勤続期間）

第2条 条例第6条において読み替えて準用する特別職の条例第5条第1項第4号の教育委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる者とし、同号の教育委員会規則で定める勤続期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「国家公務員」という。）から引き続いて特別職の条例第5条第1項に規定する副知事等（以下「副知事等」という。）となった者 その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間
- (2) 国家公務員から引き続いて山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「一般職の条例」という。）第2条第1項に規定する職員（以下「一般職員」という。）となり、かつ、引き続いて副知事等となった者 その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間
- (3) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて教育長となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けずに退職する場合に限る。）その者の当該地方公共団体等における退職手当に関する規定又は退職手当の支給基準に規定する特定地方公務員としての勤続期間
- (4) 特定地方公務員から引き続いて一般職員となった者（任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けずに退職する場合に限る。）その



者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間

- (5) 特定地方公務員から引き続いて副知事等となった者(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて副知事等となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。)その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間
- (6) 特定地方公務員から引き続いて一般職員となり、かつ、引き続いて副知事等となった者(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該地方公共団体等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。)その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間
- (7) 一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。)地方公社(一般職の条例第7条の4第1項に規定する地方公社をいう。)又は公庫等(国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となった場合に、地方公務員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)から引き続いて一般職員となった者(一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。)その者の一般職の条例に規定する一般職員としての勤続期間
- (8) 一般地方独立行政法人等職員から引き続いて副知事等となった者(一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて副知事等となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。)その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間
- (9) 一般地方独立行政法人等職員から引き続いて一般職員となり、かつ、引き続いて副知事等となった者(一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて一般職員となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。)その者の特別職の条例に規定する副知事等としての勤続期間  
(適用を受けた場合の退職手当の額)

第3条 条例第6条において読み替えて準用する特別職の条例第5条第2項ただし書の教育委員会規則で定める者は、前条各号に規定する者とし、同項ただし書の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 前条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる者
- イ 教育長としての在職期間(ロ及びハに規定する期間を除く。)について条例第4条及び第5条の規定により計算して得た額
- ロ 教育長となる直前の副知事等を退職した日に受けていた給料月額並びに前条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号及び第9号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める勤続期間(特別職の条例第5条の規定により通算される期間を除く。)を基礎として特別職の条例第3条及び第4条の規定により計算して得た額
- ハ 副知事等となる直前の国家公務員、特定地方公務員、一般地方独立行政法人等職員又は一般職員を退職した日に受けていた俸給月額若しくは給料月額又は給与のうちこれらに相当するもの及び特別職の条例第5条の規定により副知事等としての勤続期間に通算される期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額
- (2) 前条第3号、第4号及び第7号に掲げる者
- イ 教育長としての在職期間(ロに規定する期間を除く。)について条例第4条及び第5条の規定により計算して得た額
- ロ 教育長となる直前の特定地方公務員又は一般職員を退職した日に受けていた給料月額又は給与のうちこれに相当するもの並びに前条第3号、第4号及び第7号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第43号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年 3月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

1 病院の項の表中 「協立リハビリテーション病院」 を

「鶴岡協立リハビリテーション病院」 に改める。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 6 - 3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月27日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 古 澤 茂 堂

別表その他の項事由の欄第13号中「若しくは結核予防法（昭和26年法律第96号）」を削る。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

山形県病院事業管理規程第 4 号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 3月27日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年 3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の次に次の 2 条を加える。

（指定代理納付者の指定等）

第36条の 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定により指定代理納付者（同項に規定する指定代理納付者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、管理者の指定する日までに、指定代理納付者の指定申請書（別記様式第55号の 2）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、指定代理納付者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないと認められるとき。

(2) 指定代理納付者がこの規則に違反したとき。

3 指定代理納付者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第55号の3）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が別に定める事項

4 管理者は、地方自治法第231条の2第6項の規定により指定代理納付者の指定をしたとき又は前項の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

（指定代理納付者の納期限）

第36条の3 地方自治法第231条の2第6項の指定する日は、納入義務者が指定代理納付者にその収入を納付させることの承認があった日の属する月の翌月の末日とする。

別記様式第55号の次に次の2様式を加える。

様式第55号の2

指定代理納付者の指定申請書

平成 年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

申請者  
 所在地  
 名称  
 代表者氏名 印

山形県病院事業局財務規程第33条の2の規定により、指定代理納付者の指定を受けたいので申請します。

様式第55号の3

変更届出書

平成 年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

申請者  
 所在地  
 名称  
 代表者氏名 印

下記のとおり変更したので、山形県病院事業局財務規程第33条の2第3項の規定により届け出ます。

記

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
|      |     |     |
|      |     |     |

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 あおぞら保育園
  - (2) 代表者の氏名  
高橋 恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡川西町大字上小松3481番地2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、川西町および周辺地域で生活する乳幼児に対しての保育事業と児童に対しての学童保育事業を行い、乳幼児が心身共にすこやかに生活が送れるような環境作りや保護者や地域のニーズに合った保育活動を行う事で地域保育の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、先天性代謝異常症等マス・スクリーニング検査試薬の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月27日

山形県衛生研究所長 阿 彦 忠 之

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市十日町一丁目6番6号 山形県衛生研究所4階会議室
  - (2) 日 時 平成19年4月12日(木) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量
    - イ 副腎過形成症検査試薬(17-OHP) 75キット
    - ロ クレチン症検査試薬(TSH) 60キット
    - ハ クレチン症検査試薬(FT4) 60キット
    - ニ フェニルケトン尿症検査試薬 25キット
    - ホ メイプルシロップ尿症検査試薬 25キット
    - ヘ ホモシスチン尿症検査試薬 30キット
    - ト ガラクトース血症検査試薬 25キット
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成19年4月16日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市十日町一丁目6番6号 山形県衛生研究所
  - (5) 入札方法 (1)のイからトまでごとの1キット当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていることを必要とするときはその処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市十日町一丁目6番6号 山形県衛生研究所総務課 電話番号023(627)1189
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年4月4日（水）午後4時までに山形県衛生研究所総務課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県議会定例（臨時）会議案の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日 時 平成19年4月19日（木）午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量 県議会定例（臨時）会議案 228,375頁
  - (2) 調達をする印刷物の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部財政課
  - (5) 入札方法 1頁当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

- (5) 山形市、上市市、天童市、東村山郡山辺町又は同郡中山町の区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 従業員数が20人以上であること。
  - (7) 入札参加者が所有し、又は管理する設備において印刷ができること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を平成19年4月6日(金)午後1時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、予算に関する説明書の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日 時 平成19年4月19日(木) 午前10時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量 予算に関する説明書 544,500頁
  - (2) 調達をする印刷物の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部財政課
  - (5) 入札方法 1頁当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町又は同郡中山町の区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 従業員数が20人以上であること。
  - (7) 入札参加者が所有し、又は管理する設備において印刷ができること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
    - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
    - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
  - 8 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を平成19年4月6日(金)午後1時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
    - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
    - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、予算説明附属書の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
  - (2) 日 時 平成19年4月19日(木) 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量 予算説明附属書 362,250頁
  - (2) 調達をする印刷物の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部財政課
  - (5) 入札方法 1頁当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 山形市、上市市、天童市、東村山郡山辺町又は同郡中山町の区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 従業員数が20人以上であること。
  - (7) 入札参加者が所有し、又は管理する設備において印刷ができること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を平成19年4月6日（金）午後1時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県議会会議録の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月27日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成19年4月19日（木）午前11時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする印刷物の名称及び予定数量 山形県議会会議録 250,000頁
- (2) 調達をする印刷物の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 契約締結日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県議会事務局
- (5) 入札方法 1頁当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札



書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町又は同郡中山町の区域に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 従業員数が20人以上であること。
- (7) 入札参加者が所有し、又は管理する設備において印刷ができること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を平成19年4月6日（金）午後1時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 正 誤 |               |               |
|-------------|-----------|-----|-----|---------------|---------------|
|             |           |     | 行   | 誤 正           |               |
| 平成19. 3. 16 | 第1824号    | 352 | 8   | 別記様式第25号の2の2中 | 別記様式第25号の2中   |
|             |           |     | 9   | 別記様式第25号の2中   | 別記様式第25号の2の2中 |

平成19年3月27日印刷  
平成19年3月27日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056